

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>・2023かごしま総文は令和5年7月29日から開催される。全国高等学校総合文化祭は例年約2万人の高校生を含む参加者が全国から殺到するため、早急な交通手段の確保が必要である。</p> <p>・鹿児島県の地理的特性から、交通手段が飛行機か、新幹線に限定され、又、便数も限られるため、早期に満席となることが懸念される。</p> <p>・参加高校生については、進級した関係から4月を待って日程調整をする必要があったため参加者の調整に時間を要した。</p> <p>以上のことから、見積合せに付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができない。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>複数の業者に聴き取りを行ったところ、近畿日本ツーリスト株式会社岐阜支店は団体割引により、乗車券が定価の5割引で手配でき、他社と比して最安値で調達できる。</p> <p>よって、契約の相手方として近畿日本ツーリスト株式会社岐阜支店が最も適している。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。